

【協議事項・ア】

「第2次旭川市自殺対策推進計画（案）」に対する意見提出手続きの実施について

1 第2次旭川市自殺対策推進計画（案）について

(1) 策定の趣旨

平成31年3月に「旭川市自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策に取り組んでまいりましたが、この度、これまでの施策の推進状況や国が令和4年10月に見直した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない旭川の実現」を目指し、引き続き自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、本計画を策定します。

(2) 策定の経緯

本計画の策定に当たっては、旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議において協議を行い、旭川市自殺対策ネットワーク会議において意見聴取を行いました。

会議等	内容
旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議 (第1回～第3回)	①第2次旭川市自殺対策推進計画の方向性（骨子）について ②第2次旭川市自殺対策推進計画（素案）及び第2次旭川市自殺対策推進計画（概要版）について
旭川市自殺対策ネットワーク会議 (第1回～第3回)	
旭川市保健所運営協議会 (第1回・第2回)	

(3) 第2次旭川市自殺対策推進計画（案）について

別紙「第2次旭川市自殺対策推進計画（素案）」及び「第2次旭川市自殺対策推進計画（概要版）」について、本日の協議等を踏まえ、「第2次旭川市自殺対策推進計画（案）」として意見提出手続（パブリックコメント）を実施します。

2 意見提出手続の期間

令和5年12月22日（金）から令和6年1月26日（金）まで

3 今後の予定

意見提出手続での意見等を踏まえ所要の修正を行った上で、令和6年3月末に本計画を策定し、令和6年4月に施行します。